

平成20年第2回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成20年第2回常陸太田市議会定例会会期日程.....	6
第1号 6月9日(月)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	7
○出席議員.....	8
○説明のため出席した者.....	8
○事務局職員出席者.....	8
開 会.....	8
開 議.....	8
○会議録署名議員の指名.....	9
○諸般の報告.....	9
○日程第 1 会期の決定.....	11
○日程第 2 議長不信任決議案.....	11
提案理由説明.....	11
弁 明 24番 高木 将君.....	13
質 疑 18番 後藤 守君.....	15
25番 生田目久夫君.....	17
討 論 19番 黒沢 義久君.....	18
採 決.....	18
○日程第 3 報告第5号ないし報告第12号(一括上程).....	19
提案理由説明.....	19
○日程第 4 議案第44号ないし議案第47号(一括上程).....	25
提案理由説明.....	25
散 会.....	28
第2号 6月11日(水)	
○議事日程(第2号).....	29
○本日の会議に付した事件.....	29
○出席議員.....	29
○説明のため出席した者.....	29
○事務局職員出席者.....	30

開 議	3 0
○日程第 1 一般質問	3 0
1 番 木村 郁郎君	3 0
1 0 番 高星 勝幸君	3 4
1 7 番 川又 照雄君	4 2
2 2 番 立原 正一君	4 8
1 2 番 菊池 伸也君	6 9
3 番 鈴木 二郎君	7 8
2 番 深谷 渉君	8 7
8 番 成井小太郎君	9 7
散 会	1 0 1

第3号 6月12日(木)

○議事日程(第3号)	1 0 3
○本日の会議に付した事件	1 0 3
○出席議員	1 0 3
○説明のため出席した者	1 0 3
○事務局職員出席者	1 0 4
開 議	1 0 4
○日程第 1 一般質問	1 0 4
7 番 平山 晶邦君	1 0 4
6 番 深谷 秀峰君	1 1 3
5 番 益子 慎哉君	1 1 7
2 6 番 宇野 隆子君	1 2 9
2 5 番 生田目久夫君	1 4 5
散 会	1 5 1

第4号 6月13日(金)

○議事日程(第4号)	1 5 3
○本日の会議に付した事件	1 5 3
○出席議員	1 5 3
○欠席議員	1 5 3
○説明のため出席した者	1 5 3
○事務局職員出席者	1 5 4
開 議	1 5 4
○日程第 1 議案質疑 議案第5号ないし議案第47号(一括上程)	1 5 4
質 疑 2 2 番 立原 正一君	1 5 4
2 6 番 宇野 隆子君	1 6 1

討 論 26番 宇野 隆子君.....	162
採 決.....	163
○日程第2 請願第1号.....	163
散 会.....	164

第5号 6月20日(金)

○議事日程(第5号).....	165
○本日の会議に付した事件.....	165
○出席議員.....	165
○欠席議員.....	165
○説明のため出席した者.....	166
○事務局職員出席者.....	166
開 議.....	166
○日程第 1 委員長報告 議案第44号ないし議案第47号	
総務委員長 黒沢 義久君.....	166
文教民生委員長 関 英喜君.....	167
討 論 26番 宇野 隆子君.....	167
採 決.....	169
○日程第 2 議案第48号.....	170
提案理由説明.....	170
採 決.....	171
○日程第 3 議案第49号.....	171
提案理由説明.....	171
採 決.....	172
○日程第 4 議員提案第3号.....	172
提案理由説明.....	172
討 論 26番 宇野 隆子君.....	173
採 決.....	174
閉 会.....	175

資 料

議案等委員会付託表.....	177
請願文書表(第1号).....	178
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	179
総務委員会審査報告書.....	184
文教民生委員会審査報告書.....	185

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書..... 1 8 6

常陸太田市告示第67号

平成20年第2回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月2日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成20年6月9日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成20年第2回常陸太田市議会定例会会期日程

平成20年6月9日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
6月 9日	月	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明
6月10日	火	休 会	
6月11日	水	本 会 議	1.一般質問
6月12日	木	本 会 議	1.一般質問
6月13日	金	本 会 議	1.議案質疑
6月14日	土	休 会	
6月15日	日	休 会	
6月16日	月	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
6月17日	火	委 員 会	1.産業水道委員会 2.建設委員会
6月18日	水	委 員 会	1.議員定数等調査特別委員会
6月19日	木	休 会	
6月20日	金	本 会 議	1.委員会報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成20年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年6月9日(月)

議事日程(第1号)

平成20年6月9日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 常陸太田市議会議長の不信任決議案について
- 日程第 3 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例)
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号))
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 報告第10号 平成19年度常陸太田市一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第11号 平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第12号 平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 議案第44号 ふるさと常陸太田寄附条例の制定について
- 議案第45号 常陸太田市監査委員条例の一部改正について
- 議案第46号 常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第47号 平成20年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 常陸太田市議会議長の不信任決議案
- 日程第 3 報告第5号ないし報告第12号(一括上程・提案理由説明)
- 日程第 4 議案第44号ないし議案第47号(一括上程・提案理由説明)

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田目 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿引 優 君	産業部長	赤須 一夫 君
建設部長	富田 広美 君	会計管理者	大森 茂樹 君
水道部長	高橋 正美 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	深澤 菊一 君
秘書課長	山崎 修一 君	総務課長	川上 明文 君
監査委員	檜山 直弘 君		

事務局職員出席者

事務局長	大谷 利行	副参事兼総務係長	吉成 賢一
次長兼議事係長	菊池 武		

午前10時開会

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成20年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（高木将君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

9番 福地正文 22番 立原正一君

の両君を指名いたします。

諸般の報告

議長（高木将君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る4月11日、行方市において県北鹿行市議会議長会が、4月17日、水戸市において茨城県市議会議長会が、また4月24日、川越市において関東市議会議長会が、さらに5月28日、東京都において全国市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、平成20年3月、4月及び5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人ふるさと振興公社の経営状況を説明する書類、株式会社水府振興公社の経営状況を説明する書類、有限会社バイオマスリサイクルセンターの経営状況を説明する書類がお手元に配付いたしてありますとおり、提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一君	副市長	梅原 勤君
教育長	小林 啓徳君	総務部長	川又 善行君
政策企画部長	江幡 治君	市民生活部長	五十嵐 修君
保健福祉部長	綿引 優君	産業部長	赤須 一夫君
建設部長	富田 広美君	会計管理者	大森 茂樹君
水道部長	高橋 正美君	消防長	篠原 麻男君
教育次長	根本 洋治君	福祉事務所長	深澤 菊一君
秘書課長	山崎 修一君	総務課長	川上 明文君
監査委員	檜山 直弘君		

以上、17名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（高木将君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成20年第2回の市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。そしてまた、日ごろから市政の進展とその円滑な運営のために、格別なるご高配をいただいております。このことに関しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

そしてまたただいまは、全国市議会議長会から、平山伝議員、梶山昭一議員におかれましては、市政の振興にご尽力をされたことにより表彰伝達が行われました。心よりお祝いを申し上げます。今後ともご活躍をご期待申し上げますところでございます。

さて、海外におきましては、中国の四川大地震やミャンマーでの大型サイクロンによります大規模な自然災害が発生をし、甚大な被害をもたらし、多くの住民の方が困難な避難生活を強いられております。被災された皆様方に深く哀悼の意を表しますとともに、早期復興をお祈り申し上げます次第でございます。

さて、本市におきましては、防災対策といたしまして、本年度24時間体制で緊急情報を瞬時に伝達する、全国瞬時警報システム、いわゆる「J-ALERT」の導入や、市民が災害に対応するための土砂災害ハザードマップの作成、6月1日に実施いたしました金砂郷地区自主防災会合同防災訓練など、地域防災体制の整備強化を図っているところでございます。

次に、ふるさと納税制度につきましては、出身地などの応援したい地方自治体に寄附すると、居住地に納める個人住民税を軽減する制度がスタートいたしました。ふるさと意識を喚起し、みずからが育ったふるさとをいつまでも大事にしたいという気持ちを寄附行為で行う制度の仕組みができましたことは、大変意義が大きいと考えております。これを踏まえ、本市においても、寄附者が事業選択をし、個性豊かなまちづくりに資するため、ふるさと常陸太田寄附条例の制定を提案いたしました。地域活性化や地域間格差の解消の一助になるものと期待をする次第でございます。

次に、森林湖沼環境税につきましては、県北地域や筑波山周辺の森林などの身近な緑や、霞ヶ浦を初めとする湖沼・河川など、豊かな自然環境を守りますために、本年4月から導入されました。本市におきましては、今年度6,970万円の交付が見込まれ、この財源を有効に活用しながら、荒廃した森林の間伐を行うなど、森林の保全整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化防止対策につきましては、マイバッグ持参運動、レジ袋有料化が、5月30日より市内のスーパーマーケットでスタートをいたしました。レジ袋有料化をきっかけにマイバッグ持参率を高め、レジ袋の削減により温室効果ガスを抑制し、地球温暖化防止やゴミ減量化等に対する市民の意識高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、6月2日より、新たに住民基本台帳カードを利用し、証明書の自動交付機による市県民税所得証明書などの税関係証明書の交付がスタートをいたしました。県内初の実施であり、窓口の市民サービスの向上に寄与するものと期待をしております。

市政運営につきましては、引き続き事務事業の見直しを推進するとともに、常陸太田市第5次総合計画に基づき、市民の皆様が住んでよかったと心から思えるまち、快適空間の実現を目指し、諸施策を進めてまいります。

本日提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて5件、予算の繰越明許費に関する報告3件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、平成20年度一般会計補正予算1件、合わせまして12件でございます。

なお、今会期中に人事案件2件を追加提案する予定であります。あらかじめご承知いただきたいと思っております。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長よりそれぞれご説明いたします。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 先ほど、地方自治法第243条の3第2項の規定により振興公社2公社等につきましてご報告をいたしました。その中で、財団法人里美ふるさと振興公社の名称の里美が抜けておりました。改めて訂正をいたします。財団法人里美ふるさと振興公社の経営状況を説明する書類ということでございます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（高木将君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月20日まで12日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日まで、12日間と決定いたしました。

次は、議長不信任決議案に入りますが、ここで議長席を副議長と交代いたします。

日程第2 議長不信任決議案

副議長（梶山昭一君） 日程第2、常陸太田市議会議長の不信任決議案についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、高木将君の退場を求めます。

〔24番 高木将君退場〕

副議長（梶山昭一君） 提案理由の説明を求めます。20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 常陸太田市議会議長高木将殿。平成20年6月3日、提出者、常陸太田市議会議員、小林英機。賛成者、常陸太田市議会議員、生田目久夫。同上、片野宗隆。同上、福地正文。件名、常陸太田市議会議長の不信任決議について、常陸太田市議会は議会議長高木将

君を信任しない。以上決議する。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

次のページをお開き願います。

別紙、高木将市議会議長の不信任に関する決議案。提案理由、1つ、3月定例会の最終日である平成20年3月21日に、議員定数等調査特別委員会設置についての議案が後藤議員から議員提案第2号として提出されました。しかし、この議案は、会派代表者会の協議を経たものではありませんでした。平成19年5月21日に施行された常陸太田市議会議員の会派及び代表者会議規程第5条第2号では、人事に関することは代表者会議で協議をしなければならないことになっております。

特別委員会の委員の人選は、人事に関することです。代表者会議で協議をしなければならないわけであり。特別委員会の委員の人選について、先例は従来各常任委員会から選任をしておりましたが、代表者会議規程と抵触しますので、平成19年9月21日を境に先例は変更になりました。

会派代表者管理規程を設置してある市では、予算委員会、決算委員会等の特別委員会及び議会運営委員会の委員の人事について代表者会議で議論をし、各会派に委員の数を割り振り、各会派はその割り当てられた委員を具体的に決めております。代表者会議に関する規定はその施行が平成19年5月21日ですから、平成18年度の決算委員会の委員、平成20年度の予算委員会の委員、そして今回の議員定数等特別委員会の委員の人事については、会派代表者会議で協議をしなければなりません。

これまで、決算委員会だけでなく、予算委員会の委員の人事についても議長から会派代表者会議の招集はありませんでした。私は、議案質問の中で、会派代表者会議の協議をしていないことを指摘しましたら、議長が招集しなかったという答弁でありました。

私がこれで問題にしておるのは、議場で会派代表者会議を議長が招集しなかったことが明白になったにもかかわらず、それを全く無視して強引に議案を議会に諮り、議案を成立させ、委員の人事については故意に各常任委員会から三人の選任を決めたことでもあります。議案成立後、暫時休憩をして会派代表者会議を招集し、委員の人選を決めることは十分できたことでもあります。それを議長指導のもとに、各常任委員会から委員の選任を決めたことは極めて問題であると言わざるを得ないのであります。

議員の定数は、議員にとって重要なだけでなく、会派にとっても重要であります。議長が委員の人事について会派代表者会議を招集し協議をしなかったことは重大な法令違反であります。また、議長は大学の法学部出身であることを考え、その法令違反に対する違法性及び非難可能性は極めて重いと言わざるを得ません。まさに不信任に値する行為であります。

2つ、平成20年3月10日の生田目議員の一般質問の駅周辺整備事業の中で、常陸那珂港山方線木島橋について、平成20年度、橋梁上部工事、護岸工事、取り付け工事に13億8,000万円、そして、木崎稲木線について、平成20年度以降、トンネル工事、街路改良工事、用地補償に20億7,900万円予算化されると聞いていますと述べたことに対し、不明確な発言は控える

趣旨のご注意をされました。

地方自治法第104条は、議長の職務権限を、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会を代表する」と規定しております。ここで問題になるのは、議長の議事整理権であります。議長の議事整理権は、議会の能率を高めるために、会議を主宰する議長の発言のすべてが、法令の規定に基づき簡明かつ正確に行われることが求められております。議長は、私の知る限り、歴代の議長の中で、この議事整理権を最大限に活用する議長であり、そのこと自体は特に問題はありません。しかし、生田目議員の発言は、茨城県土木事務所から入手した資料に基づくものであり、決して不正確なものではありません。議長の注意発言は、議事整理権を逸脱したものと云わざるを得ないのであります。

3つ、平成19年5月17日と18日に行われた常陸太田駅周辺まちづくり整備計画山下町集会所の説明会に出席した議員に対し、議長は会派代表会議で、「これは山下町の住民を対象とした集会だから議員は出席すべきではない。出席しても黙っているべきだ、議員には公聴会でも発言する機会もあるだろう」と言われました。

この整備計画は、JR常陸太田駅が本市の玄関口で、道路の混雑解消のためであり、市民の重大な関心ごとであると同時に、市にとっても大きな投資事業であります。議員にはこの整備計画は事前に知らされておらず、説明会の後、全員協議会で初めて説明があったのです。そうした中で、議員が説明会に出席し、市民の生の声を聞くのは市民の代表である議員の責務であります。それを議員は出席すべきではなかったというのは、議員の活動を不当に制約するものと言わざるを得ません。議長の職務権限を規定している地方自治法第104条のどの権限にも該当しないものであります。議会を代表する議長としては極めて不当な発言であります。

4つ、以上、議長は地方自治法第104条、会議規則、会派及び代表者会議規定等からかんがみ、議会の代表者としてふさわしくないので、ここに不信任決議案を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（梶山昭一君） 説明は終わりました。

高木将君から議長不信任案に関する弁明を許可されたいという申し出がございます。このことについて採決をいたします。

副議長（梶山昭一君） 高木将君からの申し出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（梶山昭一君） 起立多数であります。よって、高木将君からの申し出を許可することに決しました。高木将君の入場を許します。

〔24番 高木将君入場〕

副議長（梶山昭一君） 高木将君の弁明を許可いたします。

24番高木将君。

〔24番 高木将君登壇〕

24番（高木将君） 議長であります私、高木将君に対しての不信任決議の案文が、ただいま提出者から朗読をされましたが、この件に対する私からの弁明の機会が許可されましたことに、心

より感謝を申し上げます。

さて、小林英機議員が提出者となり、賛成者に生田目議員、片野議員、福地議員の3名から、私の言動に対し、3項目にわたり不信任に値するとのことで提案理由が示されました。その3項目、それぞれについて弁明をさせていただきます。

1件目の議員定数等調査特別委員会設置案が人事に関するものであるものにもかかわらず、会派代表者会議において議論されなかったことは規定に抵触する。さらには重大な法令違反である。そして、さらに議長は大学の法学部出身であることから考え、その法令違反に対する違法性、及び非難可能性は極めて重いと言わざるを得ない、だから不信任だと決めつけております。

この件であります。まず第1に、会派代表者会議は任意での会議であることを、まずご認識をいただきたいと思えます。

2つ目に、議員定数等調査特別委員会設置案は、私、議長からの諮問ではございません。議員各位の中からみずから提案された議案であったことを思い起こしていただきたいと思えます。

3番目に、法令違反という言葉が出てまいりましたが、会派代表者会議の規定は、いわゆる法令というものではないことは、長らく法律にかかわる職務に従事されてこられた提出者の小林議員はご存じのはずだと思っております。それをあえて法令と事を大きく表現なさっていることに疑義を感じざるを得ません。

2件目の、生田目議員の一般質問発言中の議長注意の件に移ります。

生田目議員の質問をお聞きしておりましたが、要点がつかみ取りづらく、このままでは有効な答弁が導き出せない可能性があるかと判断し、質問要点の絞り込みをお願いをしたものであります。まさに、小林議員のおっしゃるとおり、議長の議事整理権を行使したものだと思っております。

それから、生田目議員の質問発言中に「あっち、こっち」などと、方向が判断しかねる表現がございました。これも執行部の皆様はもちろんのこと、議員各位にも傍聴者市民の皆様方にも理解しやすい議論とすべく注意をし、後ほどご訂正をいただきたいをお願いをしたものであり、これもまた、まさに小林議員のおっしゃる議事整理権を行使したものだと思っております。今現在においても議事整理権を逸脱したものだとは思っておりません。

3件目の、昨年5月17、18日の両日に開催されました駅周辺整備事業にかかわる関係地区住民の皆様への事業計画説明会へ、新生会会派全員が会派勉強会として出席し発言したことに対する私の持論展開に対しては、議員活動を不当に制約するものであるとのことでありますが、この件について申し上げます。

この説明会に出席したのは新生会の会派全員、5名でありましたが、今回そのうち4名の方により議長は不信任だと言われているわけでありましたが、私が執行部から提案された事業計画に反対をしたから注意をしたものではないことは、4名の議員の方々にもご理解をいただいているものと思っております。執行部の提案なされるさまざまな計画に、議員としてさまざまな調査に基づき、そして、さまざまな議論を展開されることは、議員として当然の権利だと思っております。賛成するも反対するも議員の権利であります。市民の皆様ももちろん同様であります。

私が申し上げたのは、1つ目に、地区住民の皆様のお安全・安心を図る目的もあり、地区住民の

皆様への説明会という趣旨で開催されたこと。

2つ目に、説明会は地区住民の皆様にとって有益な計画なのか、不利益な計画なのかを判断していただくためのものであったにもかかわらず、地区住民である議員ばかりでなく、他の議員までが反対をあらわにしたのであります。しかも初日でありました。

3番目に、我々議員は、市民の皆様より多くの権能を有する立場にあり、説明会の後、地区住民の皆様のお考えをできるだけ多くの方々から聴取し、また、常陸太田市の玄関口としての位置づけにあるJR常陸太田駅周辺整備計画としては、地区住民の皆様のみならず、広く市の全域から意見をお聞きし、その後の研究のもとで議会内で議論できる立場にあることは、どなたにもご理解いただけるものと思っておりました。また、今でもそのように思っております。

この計画に反対の方がいたことはわかりました。しかし、賛成の方もいたかもしれません。しかしながら、説明会初日に複数の議員から強い反対意見が相次いでしまったら、市民の皆様の自由な意見を言える状況が保たてでしょうか。私はそうは思わなかった。だから注意点としてお願いを申し上げたわけでありました。

以上、4名の議員からの、議長である私、高木将に対する不信任に対する反論、弁明とさせていただきます。

なお、提出者、小林英機議員、及び賛成者、生田目久夫議員、片野宗隆議員、福地正文議員に申し上げます。4名の方がどこで私の経歴を調査したのかわかりませんが、私、高木将は、日本大学経済学部経済学科卒業であります。この件に関しては、当り前のことですが、私は大学卒業から今日までの数々の経歴書へ記載するに当たり一貫して明記してきたこととあります。当然私の過去5回の市議会議員選挙に臨むに当たって、マスコミ各社及び議会執行部に提出いたしました経歴書や選挙公報にもそのように記載をしまいいりました。議長不信任という、ある意味常陸太田市議会、前代未聞の事例に対して、十分な調査をせずに議場において発言なさった提出者の小林議員及び賛成者の議員各位には、議事録に残る本会議場での議長不信任の発言の重要性をかんがみ、個人的には経歴の訂正と関連箇所の削除を求めます。さらに、議会人の一人として言わせていただくなれば、議員は公人であるとはいえ、間違っただけの個人情報を本会議上で発言し混乱させたことに対しては謝罪を求めます。

以上で私の弁明を終わります。議員各位の、私、高木将に対する議長不信任に対する反対をしていただくことをお願い申し上げまして終わります。よろしくお願いいたします。

副議長（梶山昭一君） 弁明は終わりました。

高木将君の退場を求めます。

〔24番 高木将君退場〕

副議長（梶山昭一君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） 18番後藤守です。ただいま説明がありました常陸太田市議会議長の不信任決議案について質疑をいたします。

提案理由の、ページはありませんが2枚目になりますが、議長が招集をしなかったという答弁がありましたと記載されておりますが、確認をいたしますが、これはだれが答弁をしたのかをお伺いいたします。

次に、2ページの5行目に、委員の人事について故意に各常任委員会から3名の委員を決めたと記載されておりますが、故意とはどういうことなのか。また、それらの根拠をお伺いいたします。

次に、同じ2ページの中ほどに、議長主導のもとに、各常任委員会から委員の選任を決めたと記載されておりますが、議長主導のもととはどのようなことか。また、根拠はどのようなことかをお伺いいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。

20番小林英機君。

20番（小林英機君） 第1点の議案質問の中で、議長の招集がなかったという答弁ということですけども、提出者、後藤議員の答弁でございます。

次に、主導的役割、これは、各常任委員会から各3名を選んでいきますので、それを主導したのは議長だと思います。

それから、ここで訂正をさせていただきます。「議長は大学の法学部出身であることから考え」と、その「法令違反に対する違法性及び非難可能性は極めて重いと言わざるをえません」と、この部分を削除いたします。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 18番後藤守君。

18番（後藤守君） 2回目の質疑を行います。後藤守が答弁したということですが、私は、3月の定例会の議員定数等調査委員会設置についての答弁において、私は議会の運営委員長ですから議長ではありません。ありませんので招集権がありません。それらについてはお答えできませんと申したのであります。議長が招集しなかったとは答弁しておりません。

私の答弁について、どのように小林議員が解釈されたかわかりませんが、提案理由ですので、会議録等を確認の上すべきであります。特に議長の進退にかかわることですので、もっと慎重に対処すべきだと思いますが、このことについてどのように考えているかをお伺いいたします。

〔「それはあんたのほうだよ」と呼ぶ者あり〕

18番（後藤守君） 質疑中ですから静かに願います。

次に、故意に委員を選任した及び議長の主導のもとについて、2件の答弁がありました。この特別委員会の設置については、議会運営委員会等において意見が出ました。議会運営委員会で協議をし、さらに全員協議会においても説明し、議会運営委員の方々の賛成をいただき議員提案をしたわけです。

この件については、議長より先ほど弁明の中にもありましたが、諮問された案件ではありません。先ほどの答弁では理解できませんので、故意に委員を選任したとのこと、また、議長の主導

のもとということの2点について、根拠をもう一度お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。

20番小林英機君。

20番（小林英機君） 私が言いたいのは、人事に関することは代表者会議をして決めることになっているわけです。これが、議長が招集するとなっているわけです。それで招集しなければならないわけなんですよ。招集することができるというような規定ではないんです。招集しなければならないということなんです。それで、法令違反というのは、会議規定そのものが規則の部類に入るわけです。だから法令と言っているわけです。結局、招集しなければいけないのに招集しないで決めちゃったと、そういうことを私は言いたいのです。代表者会議で決めなくちゃいけないわけですよ。だから、結局、常任委員会から見ると、総務委員会でもそういうお話がありました。そういう規定は変更されているわけですよ。だから議長は会派代表者会議を招集しなければならないと。そういうことです。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 18番後藤守君。

18番（後藤守君） 私がお伺いしているのは、議長がどうのこうのということではないんですよ。私が答弁したと言っていますね。議長が招集しなかったと。そのことを聞いているんですよ。ですからそれについて、本日配付されましたお手元の会議録の262ページをごらんになって、もう一度説明願います。

3月の定例会議で決議されました議員定数等調査特別委員会の設置については、反対討論もなく異議なしで可決されました。このようなことで採決された議題が、なぜ議長の不信任決議案の提案理由になるのか理解できません。重大な法令違反であるということであれば、なぜそのとき反対しなかったのか、その辺についてもう一度お伺いいたします。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。

20番小林英機君。

20番（小林英機君） なぜ反対しなかったということですけども、私は自分の席で反対だと言いました。議長がその反対を無視してそのまま押し切ったからであります。

それに、これは招集がなかったということが、これでも全然議長が招集しなければ、予算委員会でも決算委員会でもそういう特別委員会とか委員会でも、結局会派での会議がないということで、それをやっていいのかどうか、そういうところを私は問題にしているんです。

以上です。

副議長（梶山昭一君） ほかに質疑はございませんか。

25番生田目久夫君。

25番（生田目久夫君）

副議長（梶山昭一君） 25番、質疑でございますので。

25番(生田目久夫君)

副議長(梶山昭一君) 25番,やめてください。

〔議長,休憩を求めます〕と呼ぶ者あり〕

副議長(梶山昭一君) 暫時休憩といたします。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

副議長(梶山昭一君) 休憩前に戻り,再開をいたします。

ただいま,生田目議員の発言は質疑ではございませんので,削除いたします。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております常陸太田市議会議長の不信任決議案については,会議規則第37条第2項の規定により,委員会の付託を省略したいと思っておりますが,これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(梶山昭一君) ご異議なしと認めます。よって常陸太田市議会議長の不信任決議案については,委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので,発言を許します。

19番黒沢義久君。

〔19番 黒沢義久君登壇〕

19番(黒沢義久君) 19番黒沢義久であります。ただいま提出されました高木議長に対する不信任案について,反対討論するものであります。

小林議員より高木議長に対し,地方自治法第104条会議規則,会派及び代表者会議規程等から考え,議会の代表者としてふさわしくないとの趣旨説明がございましたが,私はこのことにつきましては,いずれも地方自治法第104条議長の議事整理権の範囲内であると,一方的に議長不信任案を提出されたことを認めるわけにはまいりません。

高木議長は,議会運営委員会の決定に基づいて,職務に忠実に円滑な議会の運営と市民福祉の向上に向けて努力をされておりますことは,議員各位ご承知のとおりであります。よって,今後とも議長として卓越した指揮権を十分に発揮し,議会運営にご尽力していただきたいと,そういうことからこの不信任案について反対をするものであります。

どうぞ議員各位の公正なる判断をお願いいたします。

副議長(梶山昭一君) 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

常陸太田市議会議長の不信任決議案については,原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（梶山昭一君） 起立少数であります。よって、常陸太田市議会議長の不信任決議案については否決することに決しました。

高木将君の入場を許します。

〔議長 高木将君入場〕

副議長（梶山昭一君） 議長と交代いたします。

日程第3 報告第5号ないし報告第12号

議長（高木将君） 日程第3，報告第5号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例），報告第6号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第7号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例），報告第8号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）），報告第9号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第1号）），報告第10号平成19年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第11号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第12号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，以上8件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきます。報告第5号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求めます。平成20年6月9日報告，市長名でございます。

2ページに専決処分書の写しがございます。戸籍法の改正に伴い，平成20年5月1日から下記の条例を施行する必要があるため議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第179条第1項の規定により，下記の条例を次のとおり専決処分する。記，常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例。平成20年4月23日，市長名でございます。

内容につきましては3ページ，そして新旧対照表が4ページにございますが，戸籍法の一部が改正され，個人情報保護の観点から，戸籍の謄・抄本等の交付請求することができる場合が制限されたことに伴いまして，手数料条例に引用している該当条文が変更されるものでございます。

具体的に申しますと，今までは第10条第1項において，原則として何人でも戸籍謄本等の交付請求ができるということでしたが，今回の改正により，戸籍の謄本等の交付請求ができる場合は，戸籍に記載されている者等による請求，第三者請求，公用請求，弁護士等による請求に制限をしたものでございます。なお，手数料金の変更はございません。

議案書6ページをお開きいただきます。報告第6号専決処分の承認を求めることについて，地

方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成20年6月9日、市長名でございます。

7ページに専決処分書の写しがございます。地方税法等の改正に伴い、平成20年4月30日から下記の条例を施行する必要があるため議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例。平成20年4月30日、市長名でございます。

今回の主な改正につきましては、1つには寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度の創設に伴うものでございます。2つ目といたしまして、公的年金からの特別徴収制度の創設でございます。3点といたしましては、省エネ改修住宅に係る税額制度の創設でございます。4点でございますが、証券税制の改革でございます。5点目は、公益法人制度の改革、以上の5点が主な改正でございます。

具体的な内容につきましては、36ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきますが、今の5点に絡む主なものに絞ってご説明をさせていただきます。

36ページをお開きいただきます。第7条の納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金でございますけれども、公的年金からの特別徴収制度の創設に伴う条文の追加でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

37ページの9条、市民税の納税義務者等につきましては、法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、収益事業を行わないものについては、法人市民税の均等割を課税対象から除くものでございます。

第13条、均等割の税率ですが、5万円の課税が適用される法人を明確にしたものでございます。

41ページの第15条から47ページの第18条の2第3項までは、平成21年4月1日から施行されます寄附金税額控除の創設に伴う改正でございます。

41ページの16条の2、所得控除につきましては、寄附金控除額を所得控除から削除するものでございます。

42ページの第16条の7の寄附金税額控除につきましては、制度の創設に伴う条文の追加でございます。納税義務者が第1号に掲げる都道府県や市町村、第2号に掲げる共同募金会や日本赤十字社の支部に寄附をした場合、総所得金額の100分の30を上限とし、5,000円を超える場合、その超える金額の10分の6に相当する金額を所得割額から税額控除するものです。

うち、市町村や都道府県へ寄附する場合につきましては、第2項においてご説明を申し上げますが、特例控除額を加算して税額を控除するものでございます。なお、控除額が所得割額を超える場合は、その所得割額に相当する金額とするものでございます。

43ページの第2項につきましては、加算する特別控除の規定でありまして、特別控除の金額は市町村等への寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に所得の金額や所得の種類によって一定の割合を乗じて得た金額の5分の3（10分の6）とするものでございます。なお、

特例控除の条件は、所得割額の100分の10に相当する金額とするものでございます。

47ページの18条の2に移ります。18条の2の第5項から、56ページの28条の6まで長いわけですが、平成21年4月1日から施行されます公的年金からの特別徴収制度の創設に伴う改正でございます。

20条の説明をさせていただきます。20条につきましては、個人の市民税の徴収の方法についてです。公的年金所得の個人市民税について、普通徴収から特別徴収とするものでございます。

48ページに移らせていただきまして、第25条、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収から、51ページの第28条、給与所得に係る特別徴収税額も普通徴収税額への繰り入れまでは、給与所得と公的年金所得を区別し、うち、給与所得の特別徴収について整理をするものでございます。

52ページの28条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、前年中に公的年金の支払いを受け、かつ年度の初日に老齢等年金の支払いを受けている年齢、65歳以上である場合、所得割と均等割の合算額の2分の1に相当する額を、10月1日から翌年3月31日までの間に支払われる老齢等年金から特別徴収をするものでございます。ただし、1月1日以降の転出者、年金額が年額18万円未満である者、特別徴収税額が年金額を超える者につきましては、特別徴収の対象から除くものでございます。

第2項につきましては、給与所得及び公的年金所得以外の所得がある場合、その所得についての申し出があるときには、普通徴収とするものでございます。

第3項につきましては、初めて特別徴収の対象となった場合に、9月30日までは特別徴収税額を除いた額を普通徴収するものでございます。

54ページの28条の3、特別徴収義務者につきましては、年金保険者とするものでございます。

28条の5に移ります。年金所得に係る仮特別徴収税額等ですが、前年に引き続く特別徴収者については、前年の10月1日から翌年の3月31日までの間に徴収された税額を仮の特別徴収税額として、4月1日から9月30日までの間に特別徴収するものでございます。

56ページの第28条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れにつきましては、途中から特別徴収されないこととなった場合、普通徴収とするものでございます。

58ページの第31条、市民税の減免及び62ページの第35条につきましては、民法第34条の改正に伴いまして、法人が一般社団法人、一般財団法人、及び公益社団法人、公益財団法人に改革されることに伴う改正でございます。施行日は平成20年12月1日でございます。

続きまして、附則の改正でございますが、まず65ページの第2条の4、公益法人等に係る市民税の課税の特例につきましては、当分の間、公益法人が寄附を受けた財産の非課税の承認が取り消された場合、寄附を受けた公益法人に対して個人市民税の所得割を課すものでございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

70ページの第5条の4、寄附金税額控除における特別控除額の特例につきましては、寄附をした納税義務者が譲渡所得のみの場合の特例控除割合の特例を定めておりまして、施行日が平成

21年4月1日でございます。

75ページの第8条の2第7項につきましては、省エネ改修住宅に係る税制度でございます。平成20年4月1日以前から所在する住宅のうちで、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、窓・壁・床等への30万円以上の熱損失防止改修工事が行われた場合、完了した日から3カ月以内にその費用額等を記載した申告書を提出することによって、改修した家屋の120平方メートルまでの固定資産税の3分の1の額を1年間に限り減額するものでございます。

77ページの14条の3でございます。上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例につきましては、施行日が平成22年1月1日でありまして、配当所得の申告分離選択課税制度の創設に伴いまして、この申告をした場合は、当分の間、これまでどおり配当所得に対し100分の3の所得割を課すものでございます。

84ページの第16条の4、上場株式等に譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例。これにつきましては、平成20年12月31日までに行われる上場株式の譲渡に係る軽減税率を廃止するものでございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

恐れ入りますが、26ページにお戻りいただきます。下段に附則がございます。第1条施行期日についてですが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第1号から第5号までの関係条項につきましては、今までご説明してまいりましたように、それぞれの施行期日となっております。

27ページの第2条から34ページの第4条までは、個人の市民税、法人の市民税及び固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

続きまして、議案書100ページです。報告第7号に移らせていただきます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成20年6月9日、市長名でございます。

101ページに専決処分書の写しがございます。地方税法等の改正に伴い、平成20年4月30日から下記の条例を施行する必要があるため議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分をする。記、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例、平成20年4月30日、市長名でございます。

今回の主な改正につきましては、地方税法の改正に伴い、課税標準の特例により、都市計画税が軽減となる施設として、1つに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律による事業に係る家屋、それから2つには、公益社団法人等が所有する重要無形文化財の後援のための家屋及びその土地に追加されるものでございますが、常陸太田市におきましては、今回の改正で該当する施設がございません。

内容につきましては、104ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条による改正から105ページの第3条による改正は、地方税法の改正に伴う引用条文の繰り上げや新たな対象施設に係る引用条文の追加でございます。

102ページにお戻りいただきまして、下段に附則がございます。第1項は施行期日について

の記載でございます。第2項から103ページの第4項までは経過措置の規定でございます。

続きまして、報告第8号に移らせていただきます。106ページをお開きいただきます。報告第8号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成20年6月9日報告、市長名。

107ページは専決処分書の写しでございます。専決処分書、特別交付税の確定及び市債の変更に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号)、平成20年3月31日、市長名でございます。

109ページをお開きいただきます。109ページ、平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号)でございます。平成19年度常陸太田市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,721万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226億5,766万4,000円とする。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成20年3月31日専決、市長名でございます。

事項別明細によりご説明をさせていただきます。116ページをお開きいただきます。歳入でございます。

第2款地方贈与税から第11款交通安全対策特別交付金までの補正は、それぞれの3月期の交付額の確定によるものでございます。

18款繰入金でございますが、各種交付金・交付税等の増額により財源が確保できたことから、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

第21款市債につきましては、対象事業費の確定により、市債を減額するものでございます。

118ページの歳出でございますが、第2款1項3目財政管理費、6,721万5,000円につきましては、将来の市債の償還財源として、減債基金へ積み立てを行うものでございます。

113ページにお戻りいただきまして、第2表、地方債の補正でございます。先ほど申し上げましたように、事業費の確定に伴い、市債をそれぞれ減額するものでございます。

報告第9号に移らせていただきます。120ページをお開きいただきます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成20年6月9日報告、市長名でございます。

次の121ページに専決処分書の写しがございます。老人医療支給費の確定に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成20年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算(第1号)、平成20年5月16日、市長名でございます。

123ページをお開きいただきます。平成20年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算でございます。平成20年度常陸太田市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ

ろによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,050万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,190万1,000円とする。平成20年5月16日専決、市長名でございます。

ご承知のように、本年4月から老人保健制度が廃止されまして、後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度が開始されたことによりまして、今年3月診療分までの老人医療給付費等について、今会計から支出することになります。医療費の大幅な伸びに伴いまして、3月診療分の医療給付費等の支払いにおいて不足額を生じたものでございます。

内容につきましては、事項別明細によりご説明をさせていただきます。128ページをお開きいただきます。歳入でございますが、第1款から第4款までが支払基金及び国・県・市の負担分をそれぞれ計上したものでございます。

129ページの歳出でございますが、第1目医療給付費から第3目審査支払手数料まで、それぞれ3月診療分までの支払いに係る不足分額を計上したものでございます。

報告第10号に移らせていただきます。130ページをお開きいただきます。報告第10号平成19年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成19年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

131ページに繰越計算書がございます。各事業それぞれに用地取得や工作物移設協議に不測の時間を要したことなどにより、さきの3月定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、農林水産業費3件、土木費4件、合計7件で3億1,003万1,040円を繰り越すものでございます。平成20年6月9日提出、市長名でございます。

報告11号に移らせていただきます。132ページをお開きいただきます。報告第11号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

133ページをお開きいただきます。繰越計算書でございます。事業名でいいます公共下水道管路布設がえ事業につきましては、共同施工であります茨城県が施工します都市計画道路木崎稲木線トンネル関連の都市下水道つけかえ工事に係る下水道管移設補償工事を繰り越したことによりまして、519万7,500円。そして那珂久慈流域下水道建設工事費負担金につきましては、茨城県が施工する流域下水道建設事業に事業を繰り越したことによりまして、本市に係る負担金861万8,000円。また、特定環境保全公共下水道管路整備補助事業につきましては、占用協議、管路・工法等の見直し、及び県道改良工事等の共同施設に係る工事の一部について、県の工事が繰り越したことによりまして、1億3,000万円、合計いたしまして、3事業で翌年度繰越額1億4,381万5,500円でございます。平成20年6月9日提出、市長名でございます。

続きまして、報告第12号、134ページをお開きいただきます。報告第12号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成19年度常陸太田市

簡易水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

次のページをごらんいただきます。茨城県における国道461号線改良工事に伴います上高倉地区配水管布設がえ事業がありますが、県が改良工事を繰り越したことに伴い、配水管布設がえ事業、1,502万5,500円を繰り越したものでございます。平成20年6月9日提出、市長名でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

日程第4 議案第44号ないし議案第47号

議長（高木将君） 次、日程第4、議案第44号ふるさと常陸太田寄附条例の制定について、議案第45号常陸太田市監査委員条例の一部改正について、議案第46号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第47号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)について、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 説明をさせていただきます。

議案書136ページをお開きいただきます。議案第44号ふるさと常陸太田寄附条例の制定についてでございます。ふるさと常陸太田寄附条例を次のように制定するものとする。平成20年6月9日提出、市長名。

提案理由でございますが、ふるさと常陸太田の未来に向けての発展を応援しようとする方から寄附金を募り、その寄附金を財源として、夢のある個性豊かなまちづくりに資するため、本条例を制定するものでございます。

137ページをお開きいただきます。条例の内容でございますが、第1条におきましては目的を規定しております。いわゆるふるさと納税制度が今年度からスタートしたことに伴いまして、市としても広く寄附金を募り、これを財源として夢のある個性豊かなまちづくりを行おうとするものでございます。

第2条におきましては、寄附金を財源として行う事業を明記し、第3条により寄附者がみずからの寄附金を財源として実施する事業を指定できることとしております。

また、第4条及び第5条におきましては、ご指定いただきました事業とこれに充てる寄附金を適正に管理運用するための「ふるさと常陸太田基金」の設置、及び寄附された寄附金の基金への積み立てにつきまして規定をしております。

第6条から次のページの第10条までの各条につきましては、ほかの基金設置、管理及び処分に関する条例と同様に、基金の運用益金の処理、基金の振りかえ運用、基金の処分、及び委任につきまして規定をしております。

この条例につきましては、附則で公布の日からとさせていただきます。

議案第45号に移らせていただきます。議案第45号常陸太田市監査委員条例の一部改正についてでございます。常陸太田市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成20年6月9日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布，その一部が平成20年4月1日から施行されたこと等に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては，141ページの新旧対照表にございますが，改正点といたしましては，決算時の審査の内容として，新たに地方公営企業法第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に定めるものが加わったものでございます。

具体的に申しますと，1つには公営企業の決算書類の審査，2つ目には，いわゆる実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率等のいわゆる健全化判断比率といわれるものの議会への報告並びに公表でございます。3点につきましては，公営企業の資金不足比率の公表が加わったものでございます。

この条例につきましては，附則で公布の日から施行するとしてございます。

議案第46号に入らせていただきます。142ページをお開きいただきます。議案第46号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について，常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成20年6月9日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布，その一部が平成20年4月1日から施行されたこと等に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。今回の改正につきましては，後期高齢者医療制度，いわゆる長寿医療制度の創設などに伴い，次の4項目について条例を改正するものでございます。

1つには，国民健康保険税に後期高齢者支援金等を納付するための課税額を追加し，その算定基準額や基準率を定めるとともに，従来の基礎課税額の税率の変更並びに課税賦課限度額の変更を行うものでございます。

2つ目には，被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し，単身世帯になった場合（いわゆる特定世帯といわれるもの）の減額措置が設けられました。

3点目につきましては，社会保険などの被用者保険の被保険者が，後期高齢者医療制度に加入し，なおかつその被扶養者が国民健康保険に加入した場合の減免規定を設けます。

4点目といたしましては，平成18年度及び19年度にありました所得割額等の激変緩和のための課税特例を削除するというものでございまして，具体的には149ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。

今申し上げました4点が，かいつまんで申し上げましたけれども，それにかかわります主なもののみ149ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条は課税額でございます。第1項につきましては，国民健康保険税の課税額を基礎課税額，介護納付金課税額の2本立てであったものを，後期高齢者支援金等課税額を加えまして3本立てにするものでございます。第2項につきましては，基礎課税分の限度額を47万円に引き下げる

ものでございます。

150ページをお開きいただきます。第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円に定めるものでございます。

151ページの第9条でございますが、国民健康保険税の案分率を別表1のとおり定めるものでございます。

166ページをお開きいただきます。平成20年度分につきましては、税率の引き上げは行わず、従来の基礎課税分の案分率を基礎課税分といたしまして、後期高齢者支援金等分の課税限度額の割合に応じて分割することにとどめ、表のように案分率を定めております。なお、世帯別平等割につきましては、減額措置のある特定世帯とそれ以外の世帯の非課税額をそれぞれ定めてございます。

155ページにお戻りいただきます。第23条でございますが、国民健康保険税の減額について、別表第2のとおり定めるものとしてございます。

大変申しわけありません。もう一度、今度は167ページをお開きいただきます。基礎課税分、介護納付金課税分同様、後期高齢者支援金等課税分について、地方税法に基づく、いわゆる6割、4割の低減規定を設けるものでございます。

再び156ページにお戻りいただきます。156ページ第2号におきまして、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したものを、いわゆる同一世帯と位置づけることによりまして、従来どおり減額、4割軽減の減額措置が受けられるよう定めてございます。第26条は国民健康保険税の減免規定でございます。

148ページにお戻りいただきまして附則でございますが、附則1、この条例は公布の日から施行する。附則の2、この条例による改正後の規定は平成20年度以後について適用するものでございます。

議案第47号に移らせていただきます。補正予算についてでございます。横長のつづり、1ページをお開き願います。平成20年度常陸太田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,169万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億3,069万9,000円とする。平成20年6月9日提出、市長名でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細によりご説明を申し上げます。

初めに、歳入の第15款2項4目の農林水産業費県補助金でございますが、農業費補助金として、農地、水、環境保全向上活動事業を推進するための事務費分として5万円、林業費補助金として6,970万円を計上いたしました。林業費補助金につきましては、森林機能緊急回復整備事業の財源とするものでございまして、茨城県が今年度より課税いたしました森林湖沼環境税を財源とするものでございます。

第17款1項2目消防費寄附金104万円につきましては、公共施設に自動体外式除細動器を設置するための寄附でございます。

第18款2項基金繰入金でございますが、今回の補正予算の財源として90万9,000円を財

政調整基金から繰り入れるものでございます。

7ページから歳出でございます。第5款1項5目農地費の補正額88万円につきましては、農地の環境保全を行う活動組織に対しまして支援を行うものでございます。なお、活動組織には国・県からの交付金が別途交付されることとなっております。2項2目林業振興費の補正額6,977万9,000円につきましては、荒廃した森林の機能回復を図るため、156ヘクタールの間伐を実施するためのものでございます。

8ページをお開き願います。第6款商工費69万3,000円、第9款教育費34万7,000円につきましては、公共施設に自動体外式除細動器を整備するものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

議長（高木将君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月11日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時41分散会